

1 令和2年3月からの公共工事設計労務単価（新労務単価）の運用に係る特例措置により
契約変更したもの

該当なし

（令和2年10月1日現在）

2 インフレスライド条項の規定により契約変更したもの

該当なし

（令和2年10月1日現在）